

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年6月19日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 岡田教育長 西川委員 今田委員 間野委員 坂本委員 長島委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 27 年 6 月 19 日（金）午後 2 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

学校における今後の薬物乱用防止教育及び啓発の充実について

3 請願等審査

受理番号 5 教科書採択に関する要望書

受理番号 7 教科書採択に関する要望書

受理番号 8 教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第 7 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第 8 号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第 9 号議案 第 26 期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第 10 号議案 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命
について

5 その他

[開会時刻：午後2時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。5月22日の会議録の署名者は間野委員と西川委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回6月5日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○6/7 横浜開港祭2015 ザ ブラス クルーズ

○6/18 平成27年度横浜市学校保健会総会

(2) 報告事項

○学校における今後の薬物乱用防止教育及び啓発の充実について

それでは、一般報告を行わせていただきます。

まず、市教委関係ですが、主な会議について、6月7日、「横浜開港祭2015 ザ ブラス クルーズ」が横浜みなとみらい大ホールで行われました。日本を代表する吹奏楽団によるチャリティー吹奏楽コンサートが行われ、昼公演では横浜市立大綱中学校吹奏楽部が、夜公演では横浜市立潮田中学校マーチングバンド部が出演いたしました。

6月18日ですが、平成27年度横浜市学校保健会総会が南公会堂で行われました。記念講演の講師として、長島委員に出席いただき、「食は子どもたちを育む多彩なツール～子ども達に関わるそれぞれの立場から～」という演題の講演を行っていただきました。

次に、報告事項についてですが、「学校における今後の薬物乱用防止教育及び啓発の充実について」、所管課の健康教育課から後ほど説明させていただきます。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。
特に御質問がなければ、「学校における今後の薬物乱用防止教育及び啓発の充

実について」、所管課から説明いたします。

伊東健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長の伊東です。

昨年、教育委員会から横浜市学校保健審議会に、今後の薬物乱用防止教育について諮問をいただきました。昨年度審議会から答申をいただき、私どもで今年度以降の取組についてまとめましたので、本日はその御報告を簡単にさせていただきます。

茨健康教育課長

健康教育課長の茨です。どうぞよろしくお願ひいたします。

学校における今後の薬物乱用防止教育及び啓発の充実についてでございますが、まず資料を確認させてください。A3、1枚で準備させていただきました。別紙を1枚添えさせていただいております。よろしいでしょうか。

まず、背景でございますけれども、少年の覚醒剤及び大麻事犯の検挙人員は継続的に減少しております。一方で、いわゆる危険ドラッグと呼ばれる新たな薬物の若者への広がりが懸念されているという背景がございます。

これらを受けまして、薬物乱用防止教育が小・中・高と継続した取組になっていない、小学校においては、関心が高まりにくい、また、文科省からの資料などはあっても、指導方法が十分とは言えないという課題が指摘されています。こうした課題を、先般学校保健審議会へ諮問させていただきました。御答申いただきました。

まず、発達の段階に応じた効果的なアプローチや継続的な指導方法・指導内容については、3点対応策を御提言いただいております。1つは、定例的に調査を実施することが必要であるということ。次に、子供たちの発達段階の特徴を踏まえた、効果的なアプローチや継続的な指導内容を示した指導方法を基に、プログラムや指導資料等を作成するという。3つ目といたしまして、今後作成するプログラムにおいて、危険ドラッグを薬物乱用防止教育で重点的に取り上げる課題として位置づけること。また、併せて教材を複数作成することという3点の御指摘をいただいております。

また、2番といたしまして、学校における相談体制づくりと学校医との連携というところで、こちら3点対応策を御提案いただきました。まず一つは、教職員を対象とした研修を実施するという。それから2点目に、学校医や学校歯科医等と教職員の連携を促進すること。また、学校薬剤師についても日頃から子どもたちの薬物に関する相談等を受けられるようにすること。3点目といたしまして、関係機関・医療機関等の連絡先を明示化して、児童・生徒や保護者に周知をすることという御答申でございました。

これらを受けまして、私ども健康教育課といたしましては、資料右側でございます具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。平成27年度以降の具体的な取組でございますが、まず、実態が十分に明らかになっていないという御指摘をいただいておりますので、前提条件として、本市と禁煙啓発等を内容とした協定を結ぶ予定でございますファイザー株式会社様と連携いたしまして、喫煙、飲酒、危険ドラッグについて、小学校5年生、中学校2年生を対象に、9月から10月頃にアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。調査結果につきましては全学校へ周知するとともに、これから御説明申し上げますプログラムですとか、指導教材の作成等へ反映させてまいりたいと考えております。また、平成28年度以降は、経年変化を見るための定期的な調査を行いたいと考えております。

次に、1番でございますが、発達段階に応じた効果的なアプローチや継続的な指導方法・指導内容として、まずはアンケート調査結果を踏まえて、27年度に薬物乱用防止教育に関するプログラムを作成したいと考えております。こちらは28年度中に完成予定でございます。また、2点目といたしまして、教材の作成でございますが、これまで本市では、独自の教材等は作成してまいりませんでした。このため、まずは国や県が作成した既存教材を有効に活用できるよう学校に紹介するとともに、審議会委員の協力をいただきまして、小学校5年生、6年生、それから中学1・2年生を対象といたしました各種の独自教材と指導教材を作成してまいりたいと思います。こちらも27年度に着手いたしまして、各学年、28年度以降も継続的に作成を進めてまいりたいと思っております。

2点目、教職員のスキルアップと学校医等との連携でございますけれども、まず、教職員のスキルアップに関しましては、関係課と調整をいたしまして、学校の先生方の負担とならないように、既存の教職員の先生方の会議ですとか、研修の場を活用することによって、養護教諭をはじめ、他の先生方が薬物に対する知識や児童・生徒から相談を受けた場合に、科学的なアプローチを踏まえた対応方法等を身に付けられるようにしたいと考えております。また、健康福祉局が主催する薬物乱用防止研修への参加も促進させていきたいと思っております。さらに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師と教職員の連携が深められるように、引き続き関係団体と協議をしてまいります。

3番でございますが、相談を受ける仕組みづくりの検討でございます。こちらにつきましては、薬物についての専門の相談機関を設けるといった手法ではなく、日頃から青少年の相談を受けるような窓口として開設されております既存の相談機関ですとか、警察などの関係機関と連携いたしまして、教職員や児童・生徒、それから保護者の皆様が相談できる仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

別紙でございますが、こちらは参考として付けさせていただきました。学校指導要領上の位置付けが黄色の部分で記載されております。こちらを見ていただきますと、小学校1年生から5年生の部分、また中学校1・2年生の部分が空白になっております。ここは指導要領上の位置付けが現在なされていない部分ですので、答申ではピンクの部分になりますけれども、ここの部分を埋める形で学年ごとの取組内容を検討していただきまして、お示しいただきました。これによって、小学校1年生から高校生に至るまで、継続的な学習が保障されるということ、また、学習指導要領上は、例えば小学校6年生の部分に「シンナー」という文字があるのですが、「危険ドラッグ」というような表現で記載されている項目はございません。これにつきましても、横浜市独自の学習体系として、例えば小学校1年生から4年生のピンクの中段ですけれども、セルフエスティームを育てるといった流れの中で、順次危険ドラッグについての学習内容を深めていくという形で進めてまいりたいと考えております。教材につきましては、このプログラムに沿って作成を進めてまいります。

説明は以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。

今田委員

何となくイメージは分かるのですが、「児童・生徒に対し、アンケート調査を行います」と、このアンケートをする項目というのは、具体的には喫煙、飲酒、危険ドラッグということで、どんなことを聞くのですか。大まかなことで結構です。

茨健康教育課長 これにつきましては、国の調査等を参考にいたします。例えば、文科省が既存の調査の中で、「薬物等について学んだ経験があるか」とか、そもそも「その言葉を知っているか」とか、また「薬物の使用に対してどのように考えているか」といった設問がありますので、こういったものを参考にしながら設問を調整してまいりたいと考えております。

岡田教育長 どうぞ。

坂本委員 今回の報告書で、大変恐ろしい実態とか、それから必要なことが、まだ十分に手が打たれていないということを切実に知りまして、私はとてもいい警告の報告書だと思います。ただ、とてもいいのですけれども、今、今田委員から話がありましたように、こういうことがあると、どうしてもその部署は過度に反応して、責任感からいろいろなことをやらないといけないと思うようになると思います。しかし、学校の先生は言うまでもなく、いじめ、暴力、登校拒否、いろいろな問題を抱えておられるので、そこは是非冷静に判断をしていただいて、そして、このことで突然また先生の多忙感や負担感が増えることがないように。それから、今の調査も、こういう考えは私も大事だと思うのですが、考え方によっては文部省が調査しているのなら、それをあえて繰り返さなくても、もしまだ何十年も前になっていなければ、そこから推測するということだってできると思うのです。だから、なるべくそういうことも考えて、一般の方とか、学校の先生の手間暇・負担を減らすように、教育委員会が頭と心を使っていたらと思います。これ自身は素晴らしいことでしたので、評価させていただきます。

岡田教育長 どうぞ。

西川委員 本当に、ここまでの取組をありがとうございます。大変だったと思います。これからいろいろなことが出てくると思うのですが、大麻とか覚醒剤が減ったと、これはとてもうれしいことなのですけれども、やはり危険ドラッグ、それに類するものがまだ広がりつつあるということがあってのこの取組だと思います。今お話がありましたように、学校も先生方だけでなく、やはり今は学校運営協議会だとか、まち懇だとか、いろいろやっておられますので、そういうところにも投げかけて、学校外のところでも応援いただくような体制が取れるといいのかなと感じました。

岡田教育長 ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

長島委員 大人が気付くことが大事ですよ。日頃の変化を見ることにつながるような計画、プログラムになるといいなと思います。それには、子供だけではなく、やはり大人も巻き込んだプログラムであるとか、周知であるとか、教育というか、お知らせができることが大事かと思っておりますので、今、西川先生が仰ったように、そういうものも利用していただければと思います。

岡田教育長 何かありますか。

伊東健康教育・人権教育 薬物に限らず、飲酒ですとか、喫煙ですとか、非行防止という観点から、今までも生徒指導という点では、大分いろいろな調査があつたりとか、あるいは指導

担当部長	<p>のノウハウの蓄積がありますが、今回は健康面でのアプローチと危険ドラッグということが学習指導要領上に入っていなかったというようなことを踏まえて、健康教育の面からアプローチしましたけれども、今後実際に教材を作って、それからアンケートをする場合にも、今までノウハウがある生徒指導の部門と協力しながらやっていこうと思っております。実際、簡単なアンケートを先生方にしたところ、生徒から、例えば「親がお酒をやめられない」という悩みの相談を受けても、それをどうやって処理したらいいか分からないという声もありまして、相談先が欲しいということがあったのですけれども、それは今警察ですとか、それから生徒指導の側の教育相談ですとか、いろいろ今までも受けているところがありますので、そういうところを活用しながら、実際に学校医とか薬剤師にもアプローチができる、相談ができるというような流れを作っていきたいと思っております、そこは本当に地域とか、あと既存の関係機関との協力をしっかりやっていきたいと思っております。</p>
岡田教育長	<p>ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、いただいた御意見をしっかりと反映するように、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。</p> <p>5月19日に受け付けました受理番号5の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。</p>
古橋総務課長	<p>総務課長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、受理番号5の要望書を御覧ください。こちらは、今年度の中学校教科書採択に関する要望書です。本日は教育委員会の審議対象の要望項目1、2、そして3の(1)についての考え方を説明させていただきます。なお、要望項目3の(2)の回答につきましては、教育長委任事務として対応させていただきます。</p> <p>考え方を読み上げさせていただきます。市立学校で使用する教科書の採択については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に行ってまいります。なお、静ひつな採択環境を確保し、規則に基づき教育委員会において採決方法を適宜決定いたします。</p> <p>考え方については以上です。なお、こちらの要望書につきましては、意見陳述の希望があります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
岡田教育長	<p>事務局から説明が終了いたしました。まず、意見陳述の希望がありましたので、その要否についてお諮りしたいと思います。御意見をよろしくお願いいたします。</p>
坂本委員	<p>教科書採択に関する意見陳述の要望につきましては、教育委員会の中で、今までも何度も熟慮し、議論を尽くしてきていると思います。私の知っている限り、議論を尽くしてまいりました。それでも、なお様々な意見が存在していることももちろん分かっておりますので、それを前提に議論を続けていきますけれども、今回の陳述の御要望については、私はあえて陳述を行うには及ばないのではないかと考えます。</p>
岡田教育長	<p>ほかにも御意見はございますでしょうか。</p> <p>ほかにも御意見がないようでしたら、意見陳述につきましては、認めないという</p>

ことよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、意見陳述を認めないことといたします。事務局から説明がありました、要望書に対する考え方について、御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御意見等がなければ、受理番号5の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答いたします。

次に、6月1日に受け付けました受理番号7の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

古橋総務課長

それでは、受理番号7の要望書を御覧ください。こちらも教科書採択に関する要望書でございます。要望事項として、6点ございます。1番から4番、6番についての考え方について、説明させていただきます。なお、要望事項5番の回答につきましては、教育長委任事務として対応させていただきます。

考え方を読み上げます。市立学校で使用する教科書の採択については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に行ってまいります。なお、静ひつな採択環境を確保し、規則に基づき教育委員会において採決方法を適宜決定いたします。

考え方は以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

事務局から説明が終了いたしました。御質問等ございますでしょうか。

特に御意見等がなければ、受理番号7の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

次に、6月1日に受け付けました受理番号8の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

古橋総務課長

続きまして、受理番号8の要望書を御覧ください。こちら今年度の教科書採択に関する要望書でございます。

考え方を読み上げます。市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

事務局から説明が終了いたしました。御質問等ございますでしょうか。

特に御意見等がなければ、受理番号8の要望書について、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上、請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第8号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教委第9号議案「第26期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」、教委第10号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、これらは人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第8号議案、教委第9号議案、教委第10号議案については、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第7号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」所管課から説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川でございます。

教委第7号議案、新規に学校運営協議会を設置する学校の指定について、御審議をよろしくお願いいたします。内容につきましては、指導企画課長から御説明を申し上げます。

三宅指導企画課長

指導企画課長の三宅でございます。よろしくお願いいたします。

教委第7号議案の1ページを御覧ください。新規指定による学校運営協議会の設置を申請している学校について御説明いたします。御審議をお願いいたします。

2ページと3ページを御覧ください。提案理由は、学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づいて、桂台中学校が新規指定をしたいためです。指定日は平成27年7月1日で、平成30年3月31日までの指定です。

それでは、特徴的なところを取り上げて御説明申し上げます。ページをおめくりいただき、4ページを御覧ください。桂台中学校ですが、校長は村本淳一校長です。学校教育目標は、「学びを継続し、粘り強く課題解決する生徒」「自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、気づき、行動できる生徒」「出会いを大切にし、地域に貢献する生徒」を掲げております。

2の設置のねらいでございますが、40年前に開発された住宅地の中にある学校として、地域との一体感が薄い傾向がある中で、地域の教育力を活用するためには、学校と地域の連携を担い、学校運営に参画する組織が必要であるので、学校運営協議会を学校運営改善に資する協議会として位置付けたいというところがございます。

続いて、5ページの5、学校運営協議会の組織を御覧ください。まず、運営組織についてでございますが、組織図にございますとおり、委員全員で連携し、様々な課題について協議が行えるように、あえて協議会内を課題別に分けていないのが特徴になっております。また、連携組織や事務局を設け、学校運営を補佐

していくことができるようになっております。委員は11名で構成されております。委員構成の特色といたしましては、地域住民、学識経験者、PTA保護者、学校関係者をバランスよく選んでおります。発足当初は実効性を高めるメンバーで構成しておりますが、学校運営の改善の状況を見ながら、今後は15名まで人数を拡大していく予定もございます。

次に、6ページ、運営協議会会則を御覧ください。これまでの設置校同様、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に沿った会則になっております。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。また、付け加えとなりますが、今回の設置により、累計で125校、106協議会となります。よろしく願い申し上げます。御審議お願い申し上げます。

岡田教育長 所管課から説明が終了いたしました。御質問等ございますでしょうか。

今田委員 125校目ということで、御苦勞様です。少しずつですけれども、協議会も数が増えてきて、それなりにそれぞれ特色を持ったものがあるかと思うのですけれども、たしか年1回、フォーラムみたいなものの中で、実態の意見交換として、うまく進んでいるところとか、ノウハウがあるところ、スキルをたくさん持っているところ、そういうものの情報提供がありますよね。

三宅指導企画課長 はい。

今田委員 今年もそれはいつか計画をされていますか。

三宅指導企画課長 26年度末に行いまして、27年度につきましても同様に考えております。これから設置してみたいという学校も参加し、意見を聞き、参考にする場にもなっております。

岡田教育長 ほかにはいかがでしょう。

坂本委員 初歩的な質問で悪いのですが、今私どもに諮っていただいているのは、これを設定していいかどうかを聞かれているのですか。

三宅指導企画課長 はい。

坂本委員 だから、設定していい、悪いというのが答えになるわけですね。

三宅指導企画課長 はい。

坂本委員 それで、もちろん悪いというわけではないですし、今までも私の知っている限りで設定しないということはなかったように思います。どういう基準で設定したかというのは、例えば、全て学校協議会の規則に合っていて、それから中身も充実していて、それから「こういう特色があって」という個人の推薦があってされるのか、それとも規則に照らしたら特に欠点もないので、これは構わないとい

うのか、いろいろあると思うのですが、せっかく設定を諮っていただくときに一言ないのでしょうか。今特色があるというところでしょうか。

三宅指導企画
課長

そうです。

坂本委員

どういうときに設定しないかということを含めて。

三宅指導企画
課長

当然、私たちは推進しておりますので、設定の際には趣旨を丁寧に説明をして、実は今回においても、何往復も校長先生とのやり取りをしました。多少、考え方や理解が浅い場合などは、やはりそれについては深く御理解いただいて、本来の設置の趣旨ですとか、それを学校運営改善においてどのように将来につなげるべきなのかというようなお話は、何往復もさせていただいて、それでやっておりますので、そのやり取りの中で学校がそれは難しいと判断すれば、委員会にはお諮りをしないうちに、その学校としては設置を見送るということも、今まではないのですが、ひょっとしたらそういうことというのは、あり得ないことではないかもしれません。

坂本委員

そうですよね。当然、今までいろいろなやり取りをされて、立派にでき上がったごちそうを私どものテーブルに乗せてくださっているのですから、私たちは食べないという選択はないと思うのですけれども、ただやはりごちそうを作る以上、いろいろ困難とか、それから問題とか、最近出てきた傾向とか、やはりいろいろなものがあるのだらうと思うのです。ですから、ごちそうを目の前に「はい」と出されて「おいしいですよ」と言われるよりは、今は特色を仰ってくださったので、1つは分かりましたが、御苦勞された点とか、そういうのが分かると、私どもも学校運営協議会というのはどのように発展しているのか、どういった課題を持っているのか、そういうのが分かると思うのです。変な質問をしてみませんでした。今回は多分優等生だったので、問題なかったのでしょうか。

長谷川指導部
長

何よりもやはり学校長が学校運営協議会を設置することによって、保護者、それから地域の住民たちの意見を聞きながら、それを学校運営に反映させたいという、そういった学校長の意思というのは非常に強いと思います。ここに書かせていただいているように、設置のねらいというところは設置に向けて非常に重要な判断材料になるのかと思っております。

岡田教育長

たしか2年前に「もう一度考え直してほしい」という案件があったというように私は記憶しております。

長島委員

そうでしたか。

岡田教育長

なぜかと言いますと、今、中学校と小学校、一緒に運営協議会を作るというときに、1中3小のブロックで、1つの小学校とだけ協議会を一緒に作りたいというときに、もう一度見直して、3小一緒か、あるいはそれぞれにするかというところを議論し直してほしいということで戻したという記憶があります。具体的にやり直しをお願いしたのは、たしかその案件ぐらいでしたかね。

今田委員

委員のメンバーはもう少し広くというような意見の申し出をして再考をお願い

	したこともあったような。
坂本委員	それはこの場でありましたね。
岡田教育長	それは委員の任命のときに。
今田委員	別の議案か、ごめんなさい。
岡田教育長	規則の改正まではいかなかったのですが、「再考を」というような御意見もありました。すみません、失礼いたしました。
西川委員	別件なのですが、現在ある学校でまち懇、まちとともに歩む学校づくり懇話会を実施しているのだけれども、28年度から学校運営協議会に切り替えたいという学校があります。そのときには方面事務所と連絡をするのですか。
三宅指導企画課長	まず、方面事務所が連絡先というか、相談の窓口になっていますけれども、方面事務所とこちら側の学校運営協議会の担当が連絡を取り合って、やはり方面事務所が窓口として進めるという形です。学校を一番よく知っているのは方面事務所ですので、そういった形で進めています。
西川委員	そういう学校もあるように聞いておりますので、よろしく願いいたします。
岡田教育長	ほかには。
長島委員	この地域は、子供の数が少なくなってきて、高齢化が進んでいるような地域のようにお見受けするのですが、この小学校・中学校ではいいPTA活動もかつてされていて、やはりそこの方々が地域に出て、いい活動をしているということは、そういう社会貢献活動のノウハウを持っているわけですね。ですので、そういうものをやはり引き寄せ直してできるということが多分このオレンジの会、ボランティアを立ち上げ、「設置し」だから、これからの活動なのではないか。「設置し」ということは、これから設置されるわけですね。
三宅指導企画課長	実は、このオレンジの会につきましては、この4月に設置して、学校運営協議会の指定は7月からですので、それを見据えて連動した形で、今年度からとにかく学校運営をという形で、そういう意味ではこの4月からオレンジの会というのは設置しております。
長島委員	年度をまとめてだと、なかなかこんなに1つの協議会に対して皆さんが御意見を言えるチャンスがないところ、今幸せなことにここは皆さんから御意見をいただいていると思うのですが、いつも申し上げるように、やはり後のサポート体制というものも、是非こちらの事務所や委員会できちんとしていただいて、末永くいいものがよりよくなるようにしていただきたいと思います。
岡田教育長	ほかにはよろしいでしょうか。
間野委員	設置には、基本的に賛成しております。ねらいのところに、学校の隣に比較的大きな福祉施設があることが書いてあって、そして下にも「学校と地域、福祉施

設の相互交流を促進し」ということが書かれているのですが、組織図の中には、特に福祉施設というものは出てきておりません。けれども、ここに書いてある設置のねらいのとおり、今回は別に構わないと思うのですが、いずれはこの組織図の中にもそういう福祉施設が入ってくるような、そんな発展を期待したいと思います。

岡田教育長　ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教委第7号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員　　<了 承>

岡田教育長　それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上、公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。
それでは、事務局から、報告をお願いします。

古橋総務課長　6月15日、6月17日、それぞれ1団体から、また、6月18日に、個人1名の方から、教科書採択に関する要望書等が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様には内容の御確認をお願いいたします。
次回の教育委員会定例会は、7月3日、金曜日の午前10時から開催する予定です。どうぞよろしく願いいたします。

岡田教育長　よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は7月3日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認をいただきたいと思えます。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第8号議案「学校運営協議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第9号議案「第26期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第10号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長　本日の案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後3時20分]